

2023年12月25日
東海旅客鉄道株式会社

東海道新幹線の運転士が運転中に私用目的で業務用携帯電話を扱った事象について

東海道新幹線の運転士は法令等により、運転中の私用目的での業務用携帯電話の使用を禁じられていますが、この度、運転中に私用で業務用携帯電話を扱った事実が判明しました。なお、これを受け、社内調査を行いました。当該運転士以外に不適切な使用はありませんでした。

1 事象の概要

令和5年12月13日（水）、管理部門における業務用携帯電話の定期的な使用履歴調査により不適切な使用履歴が確認されたため、20日（水）に本人に聞き取り等の調査を行いました。その結果、令和5年11月26日（日）15時59分頃、米原駅～岐阜羽島駅間を走行中の「ひかり656号（新大阪駅15：18発、東京駅18：12着）」にて、運転中に業務用携帯電話を私用で扱い、業務に関係のないサイトにアクセスしていた事実が判明しました。

2 社内調査の結果

新幹線全乗務員を対象に調査した結果、当該運転士以外に不適切な使用はありませんでした。

3 今後の対応

今回の事象は、ATC等システムによる保安措置がとられている新幹線においては、直接的に安全を脅かすものではありませんが、運転業務に専念すべき会社の指導に反するものであり、厳正に対処します。

また、乗務員に対し改めて指導を徹底するほか、業務用携帯電話の機能制限をさらに強化し、再発を防止します。

4 運輸局への報告

この件について、本日12月25日（月）に関東運輸局に報告しました。

※「運転操縦中の運転士が、私用の携帯電話を扱うこと、また、これに類する行為」が発生した場合、省令により運輸局への報告が義務付けられています。